

細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書

国内における細菌性髄膜炎の患者数は、毎年約1,000人に上ると推定され、そのうちの約6割がインフルエンザ菌b型（以下「Hib=ヒブ」という。）、また約3割が肺炎球菌に起因すると言われており、この二つで全体の約9割を占めている。

細菌性髄膜炎は早期診断が大変難しく、患者の5%程度が死亡し、15%程度に重度の障害が残るとされているが、ヒブと肺炎球菌による細菌性髄膜炎は、ワクチン接種による予防が有効であり、これらのワクチンを定期予防接種化した世界の多くの国々では発症率が大幅に減少し、その効果が報告されている。

日本では、昨年12月からヒブワクチンの販売が開始され、任意接種が可能となったが、1回の接種費用は約8,000円で、年齢によっては4回の接種が必要となる。

また、乳幼児の細菌性髄膜炎に有効とされる肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）についても、本年10月に国内で承認され、販売の目途が立ったものの、同様に年齢によっては4回の接種を要し、ヒブワクチンと合わせると相当な保護者負担となる。

このため、国内の細菌性髄膜炎の予防に当たっては、早期に予防接種法による定期予防接種化が重要である。

よって、国会及び政府におかれては、細菌性髄膜炎から子どもたちを守るため、次の事項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

- 1 速やかにヒブ重症感染症（髄膜炎、喉頭蓋炎及び敗血症）を予防接種法による定期接種対象疾患（一類疾病）に位置づけること、
- 2 肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）についても発売後速やかに定期接種化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

} あて